



PCB 廃棄物の保管にあたって



—PCB 廃棄物を保管する事業者の方へ—

PCB 廃棄物は、廃棄物処理法上の特別管理産業廃棄物に該当し、同法に定められている「特別管理産業廃棄物保管基準」にしたがって保管する必要があります。また、保管にあたっては、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。

特別管理産業廃棄物保管基準

- 1 周囲に囲いを設置すること。
- 2 見やすい箇所に次の事項を記載した掲示板(縦×横 各60cm 以上)を設置すること。
 - 特別管理産業廃棄物の保管場所であること
 - 保管する廃棄物の種類
 - 保管場所の管理者の氏名(名称)・連絡先
- 3 飛散、流出、地下浸透、悪臭飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
- 4 他の物が混入しないようにしきりを設けるなど必要な措置を講ずること。
- 5 容器に入れ密封するなど PCB 廃棄物の揮発防止のために必要な措置を講ずること。
- 6 PCB 廃棄物が高温にさらされないために必要な措置を講ずること。
- 7 PCB 廃棄物の腐食を防止するために必要な措置を講ずること。

保管基準を守り、適正な管理をするために次のことに注意しましょう。(具体例)

■ 保管施設

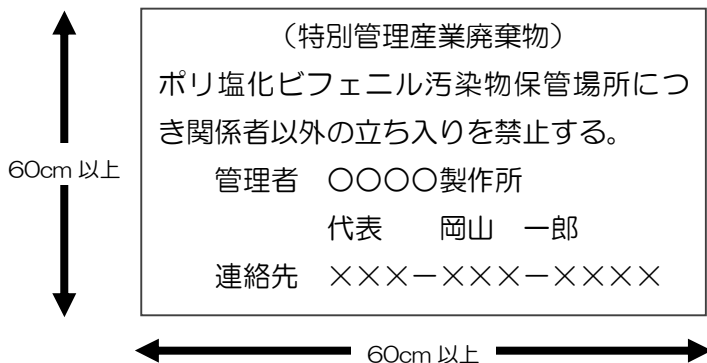
- 屋根のある建屋内で保管してください。

■ 表示

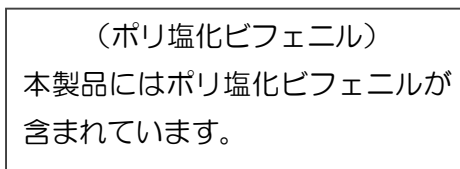
- 保管場所、機器本体、保管容器にそれぞれ表示してください。

表示例

<保管場所の表示>



<機器本体・保管容器への表示>



■ 飛散・流出・揮発防止

- 飛散防止・流出防止・揮発防止のため、蓋つきの金属製容器、受皿等で保管してください。

また、地下浸透防止のためひび割れや継ぎ目のないコンクリート床、樹脂コーティング床上で保管してください。また、高温となる場所では保管しないでください。

■ 紛失防止

- 紛失防止のため、PCB 廃棄物以外の物と一緒に保管しないでください。

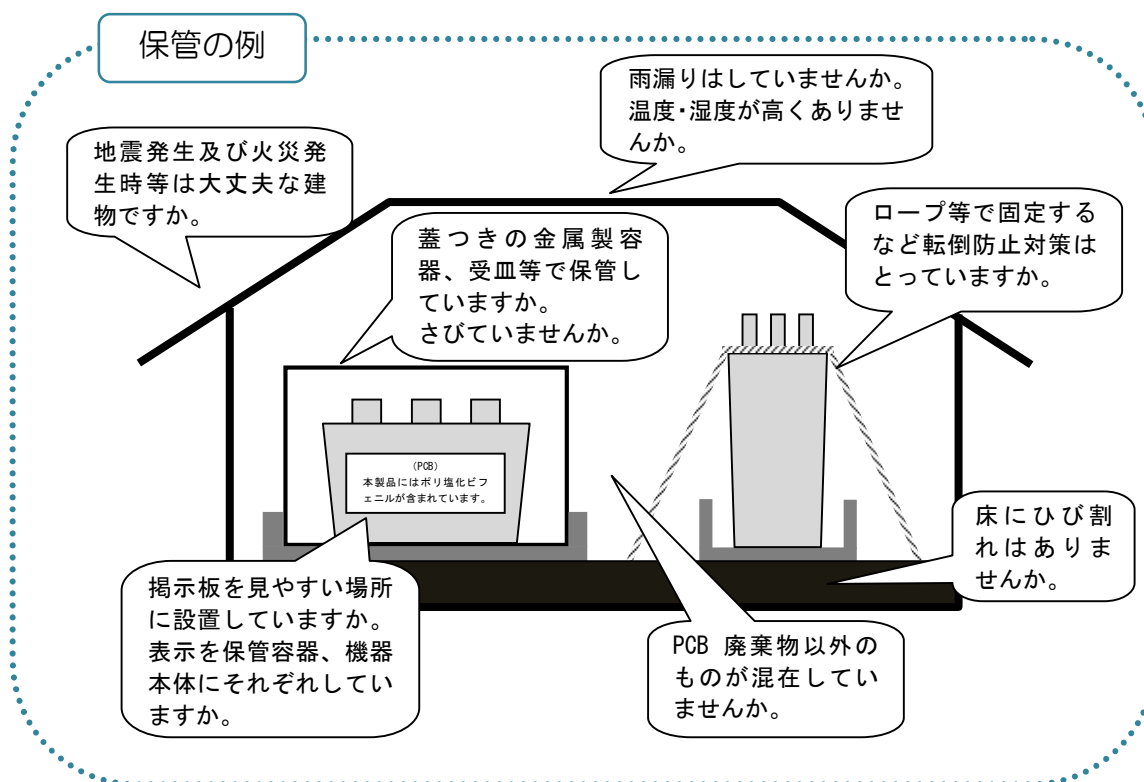
■ 腐食防止

- 腐食防止のため、温度・湿度の高い所は避け、雨漏りに注意してください。

また、さびが発生している場合には、塗装してください。腐食により漏れが懸念される場合は、金属製容器に保管する等の流出防止措置をとってください。

■ 転倒防止

- 転倒防止のため、容器に收容したり、ロープで固定するなど、容易に倒れないようにしてください。



◎お問い合わせ先◎

〒700-8554 岡山市北区大供一丁目二番三号

岡山市環境局産業廃棄物対策課

TEL 086-803-1303

FAX 086-803-1737